



スカパーJSAT

衛星通信専用サービス契約約款
新旧対照表
(第33版/令和4年10月)

スカパーJSAT株式会社

衛星通信専用サービス契約約款 新旧対照表(第33版/令和4年10月)

旧	新
<p>(地球局設備等の据付け等) 第9条 専用契約者は、第7条(専用回線の一端)第1項の規定に基づき当社が設置する契約者設備について、その基礎工事部分を含め専用契約者の責任と負担において仕様を決定し、調達し、据付けていただきます。ただし、その仕様の決定にあたっては、専用契約者は、事業法、<u>事業法関連諸規則</u>、電波法、<u>電波法関連諸規則</u>、別表(基本的な技術的事項)に定める条件及び当社が定める技術条件(以下「技術条件等」といいます。)を遵守していただきます。 (略)</p> <p>(無線従事者の選任) 第11条 地球局(直営据付設備の地球局を除きます。)の操作は、専用契約者が指定する無線従事者(電波法及び無線従事者規則(平成2年郵政省令第18号)の規定に基づき無線従事者の免許を受けた者をいいます。)に行ってください。ただし、電波法及び電波法<u>関連諸規則</u>に別段の定めがある場合は、この限りではありません。 (略)</p> <p>(無線局免許取扱手数料の支払義務) 第49条 専用契約者は、当社が地球局設備等(直営据付設備及び直営調達共用設備を除きます。)に関し、電波法及び電波法<u>関連諸規則</u>の規定に基づく事務及び作業を行ったときは、料金表第3表(無線局免許取扱手数料)に規定する無線局免許取扱手数料を支払っていただきます。</p> <p>(地球局の検査及び地球局設備等の点検) 第57条 当社は、電波法及び電波法<u>関連諸規則</u>に基づき地球局の検査を受けようとするとき、又は保守のために地球局設備等を点検しようとするときは、あらかじめ、その期日及び検査等を行う場所を専用契約者に通知します。 (略)</p>	<p>(地球局設備等の据付け等) 第9条 専用契約者は、第7条(専用回線の一端)第1項の規定に基づき当社が設置する契約者設備について、その基礎工事部分を含め専用契約者の責任と負担において仕様を決定し、調達し、据付けていただきます。ただし、その仕様の決定にあたっては、専用契約者は、事業法、<u>事業法関係法令</u>、電波法、<u>電波法関係法令</u>、別表(基本的な技術的事項)に定める条件及び当社が定める技術条件(以下「技術条件等」といいます。)を遵守していただきます。 (略)</p> <p>(無線従事者の選任) 第11条 地球局(直営据付設備の地球局を除きます。)の操作は、専用契約者が指定する無線従事者(電波法及び無線従事者規則(平成2年郵政省令第18号)の規定に基づき無線従事者の免許を受けた者をいいます。)に行ってください。ただし、電波法及び電波法<u>関係法令</u>に別段の定めがある場合は、この限りではありません。 (略)</p> <p>(無線局免許取扱手数料の支払義務) 第49条 専用契約者は、当社が地球局設備等(直営据付設備及び直営調達共用設備を除きます。)に関し、電波法及び電波法<u>関係法令</u>に基づく事務及び作業を行ったときは、料金表第3表(無線局免許取扱手数料)に規定する無線局免許取扱手数料を支払っていただきます。</p> <p>(地球局の検査及び地球局設備等の点検) 第57条 当社は、電波法及び電波法<u>関係法令</u>に基づき地球局の検査を受けようとするとき、又は保守のために地球局設備等を点検しようとするときは、あらかじめ、その期日及び検査等を行う場所を専用契約者に通知します。 (略)</p> <p>附 則 <u>(実施期日)</u> 第1条 この改定規定は、<u>令和4年10月1日から実施します。</u></p>